滋賀県介護職員研修受講支援事業実施要綱

１　目的

　本事業は、県内の介護サービス事業所における介護職員の資格取得を支援することにより、幅広い人材の新規参入・定着と職員のキャリアアップを促し、介護人材の確保につなげることを目的とする。

２　補助対象事業者

県内で次に掲げる事業のいずれかを行う法人をいう。

ア 介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第８条第１項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ 法第８条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ 法第８条第26項に規定する施設サービスを行う事業（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の法第８条第26項に規定する介護療養施設サービスを含む。）

エ 法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、

介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

オ 法第８条の２第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事

　業

３　対象となる研修

　介護員養成研修（介護職員初任者研修および生活援助従事者研修をいう。以下同じ。）および実務者研修のうち、事業実施年度内に修了するものが対象となる。

４　補助内容

補助対象事業者が、従業者等の受講する介護員養成研修または実務者研修の受講料を負担した場合に、その費用の３分の２を補助する。

５　補助対象経費

従業者等にかかる介護員養成研修または実務者研修の受講料として事業実施年度内に補助対象事業者が負担した次の経費を対象とし、受講者１名につき100,000円を上限とする。

(1)補助対象事業者が研修機関に直接支払った受講料

(2)従業者等が負担した受講料に対して補助対象事業者が支払った支給金

６　留意事項

　次に該当するときは、この事業の対象としない。

(1)研修途中で受講を中止した場合その他の事情により事業実施年度内に研修を修了できなかった場合

(2)当該受講料について、他からの助成・貸付等を受けている場合

７　介護福祉士等の資格取得者による届出制度の推進等

　補助事業者は、従業者等が計画どおり研修を修了することができるよう勤務上の配慮その他必要な支援を行うものとする。また、研修修了後、社会福祉法（昭和26 年法律第45 号）第95条の３に基づく届出が適切に行われるよう、従業者等への制度周知その他必要な支援を行うものとする。

８　その他

本要綱に定めるほか、事業の実施にあたり必要な事項は別に定める。

　付　則

　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

付　則

　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

付　則

　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。